

## 第 1 2 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 4 月 8 日（火） 午後 1 時 30 分から 2 時 10 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 18 人

4 出席委員数（18 人）

|      |    |     |      |    |    |
|------|----|-----|------|----|----|
| 1 番  | 篠原 | 誠一郎 | 2 番  | 山本 | 誠  |
| 3 番  | 石黒 | 昇   | 4 番  | 杉山 | 逸郎 |
| 6 番  | 寺嶋 | 哲   | 7 番  | 石王 | 純子 |
| 8 番  | 山崎 | 明夫  | 9 番  | 山田 | 元徳 |
| 10 番 | 野原 | 弘美  | 11 番 | 向井 | 正弘 |
| 12 番 | 村上 | 伊千子 | 13 番 | 山田 | 正  |
| 14 番 | 川渕 | 順正  | 15 番 | 常木 | 準  |
| 16 番 | 矢後 | 暁二  | 17 番 | 浦野 | 智稔 |
| 18 番 | 福田 | 達夫  | 19 番 | 北川 | 浩一 |

5 欠席委員 なし

6 議事日程

議案第 16 号 令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等について

議案第 17 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕

議案第 18 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕

議案第 19 号 農地転用許可に関する事業計画変更について

報告第 14 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕

報告第 15 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

報告第 16 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 須田 稔彦

係長 堀 泰平

主任 小林 唯

議 長

これより、第 12 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 18 名、現在の出席委員は 18 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、11 番 向井委員、12 番 村上委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。

議案第 16 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 16 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

数値については、集積率等に関しては不確定な部分もあり、現状把握している数字を参考に記載しておりますのでご了承願います。変更が生じ次第、公表前に再送付させていただきます。

1 ページ目は、現状把握している数値となっております。ご覧のとおりですので説明は省かせていただきます。

次のページをご覧ください。

## Ⅱ 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標について

### (1) 農地の集積について

#### ①現状及び課題

農業水産課から、集積率の情報を取得し、記載しております。

この集積率は、利用権や中間管理機構、農地法 3 条で設定した権利設定のもののほか、作業受委託による契約も含んだ総合的な数値となっております。課題については前回と変更ありません。

#### ②目標

これは、農業委員会で策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいて記載しております。

### (2) 遊休農地の解消について

#### ①現状及び課題

令和 3 年度の利用状況調査結果を記載しています。

この数字は 3 年度に調査した遊休農地を 5 年かけて改善するものとされているため変更ありません。

②目標

解消目標は、下記の説明文のとおり算出し 5 分の 1 の面積を記入しています。

(3) 新規参入の促進について

①現状及び課題

これは、実績を元に記入しております。課題については昨年と同様です。

②目標

農林水産省経営局長の通知に基づき、過去 3 年間の権利移動面積の平均から目標を求めることになっております。

また、新規参入者の貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積については、平均の 1 割以上と定められていることから表記の数値となっています。

2 最適化活動の活動目標について

推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1 月の活動日数を昨年の実績を基に算出し、平均 8 日を上回らないことが見込まれるため同様の 8 日と決めました。

活動強化月間の設定目標について、新規参入の促進については、農業委員会としては引き続き農業水産課と協力し、相談会等について報告、連携してまいります。一方、別途新規参入相談会等が開催され、農業委員、推進委員に参加の依頼があった場合は、実績としますのでご報告ください。

以上の案を作成しましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数と認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 17 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 17 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で5件、面積にして12,043.00㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号3及び4につきまして、申請理由が転用許可取消しとなっております。申請農地は令和4年に農地法第5条に基づく転用許可を受けて所有権の移転登記を行った土地です。しかし、令和7年2月に転用許可の取り消しがあり、現在の所有者の所有権を抹消し、前の所有者名義に戻す所有権抹消登記を行う必要が生じました。この所有権抹消登記手続を行うにあたり、農地法第3条の許可書が必要であるため今回申請があったものです。

以上5件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考ええるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
この案件について補足説明や質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数と認めます。  
よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第18号を議題とします。  
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第18号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で13件、面積にして40,266.00㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

今回の申請内容はすべて砂利採取のための一時転用で、申請番号1から4と申請番号5から13がそれぞれ同一案件となっております。なお、転用面積が3,000㎡を超えるため、常設審議会案件となります。

以上13件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数と認めます。よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、番号1から4、番号5から13の転用面積が3,000㎡を超える案件については、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります。

議 長

次に、議案第19号を議題とします。  
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第19号 農地転用許可に関する事業計画変更についてご説明いたします。

今回は申請件数で1件、面積にして9,002.00㎡となっております。  
議案第18号の番号1から4に関連する案件です。申請内容については、次ページをご覧ください。

現在、中田地区で、砂利採取のため一時転用の許可を受けている事業者が、隣接する田4筆9,002.00㎡について、面積の追加を行うものです。  
変更後の転用面積は、17,940.00㎡となります。

なお、事業実施期間は、当初から変更なく、令和8年8月31日までの予定となっております。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、報告第 14 号から第 16 号について、一括して報告いたします。  
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第 14 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 10 件、面積にして 10,823.00 ㎡となっております。  
申請内容については、次ページをご覧ください。

同一案件は、申請番号 2 から 3 の駐車場、申請番号 5 から 8 の分譲宅地です。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 15 号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 3 件、面積にして 1,401.00 ㎡となっております。  
内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第 16 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）についてご説明いたします。

今回の申し出は、97 件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申し出内容については、20 ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、33 ページに記載のとおり 41.74%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長

この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。  
本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第 12 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 7 年 4 月 8 日

議事録署名

議事録署名